

(相続人が数人ある場合の相続財産の清算人)

第九百三十六条 相続人が数人ある場合には、家庭裁判所は、相続人の中から、相続財産の

清算人を選任しなければならない。

2 前項の相続財産の清算人は、相続人のために、これに代わって、相続財産の管理及び債務の弁済に必要な一切の行為をする。

3 第九百二十六条から前条までの規定は、第一項の相続財産の清算人について準用する。

この場合において、第九百二十七条第一項中「限定承認をした後五日以内」とあるのは、

「その相続財産の清算人の選任があった後十日以内」と読み替えるものとする。